

京都市告示第 5 3 9 号

京都市ラクト健康・文化館の指定管理者である京都シティ開発株式会社から、京都市ラクト健康・文化館条例第 4 条ただし書の規定に基づき、開館時間及び受付時間の臨時変更について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成 2 6 年 3 月 1 4 日

京都市長 門川 大作

期間	区分		開館時間	受付時間
平成 26 年 3 月 25 日 (火) から 3 月 27 日 (木) まで及び 3 月 31 日 (月) から 4 月 4 日 (金) まで。	コミュニティ ルーム以外の 施 設	変更後	8 時 15 分から 22 時まで。	8 時 15 分から 21 時まで。
		現 行	9 時 30 分から 22 時まで。	9 時 30 分から 21 時まで。

(建設局都市整備部市街地整備課)